

## 熊本県依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定要綱

### (趣旨)

第1条 本県における依存症の医療提供体制を整備するため、「依存症対策地域支援事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策地域支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「国要綱等」という。)に基づき、依存症専門医療機関(以下「専門医療機関」という。)及び依存症治療拠点機関(以下「治療拠点機関」という。)の選定について、必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 県内に所在地を有する保険医療機関に係る専門医療機関及び治療拠点機関の選定は、知事がこれを行う。

### (申請手続き)

第3条 専門医療機関及び治療拠点機関に選定されることを希望する保険医療機関は、申請書(専門医療機関は様式1、治療拠点機関は様式2)及び添付書類(以下「申請書類」という。)を知事あてに提出するものとする。なお、提出部数は1部とする。

2 前項の申請書類の受付は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課において行う。

### (選定の要件)

第4条 専門医療機関及び治療拠点機関の要件は、国要綱等別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」を概ね満たす医療機関とする。

2 国が専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準を改正した場合、知事は、既に選定された専門医療機関及び治療拠点機関に対し、速やかに周知する。

### (審査及び選定方法)

第5条 知事は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、前条第1項の条件を満たしている場合は、当該保険医療機関を専門医療機関として選定する。

2 治療拠点機関の選定については、前項により選定された専門医療機関の中から、実施体制等を総合的に審査し、知事が選定する。

3 知事は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。また、第1項及び第2項の審査において、必要がある場合は追加の添付書類の提出を求めることができる。

### (選定の通知)

第6条 知事は、前条による審査を経て保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合、速やかに選定通知書(様式3)により選定したことを通知する。

(公表)

第7条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、熊本県のホームページに掲載すること等によって公表する。

(選定要件の確認)

第8条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が第4条の選定の要件を満たしているかについて、適時、確認を行うこととする。

(届出内容の変更)

第9条 専門医療機関又は治療拠点機関は、届出内容に変更があった場合は、速やかに変更届出書(様式4)により知事に届け出なければならない。

(選定の解除)

第10条 第4条の選定の要件を満たさなくなった専門医療機関又は治療拠点機関は、知事に対して速やかに辞退届(様式5)を提出しなければならない。

2 知事は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書(様式6)を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない専門医療機関及び治療拠点機関に対し、第8条に基づく確認により、第4条の選定の要件を満たしていないことが判明した場合は、知事は職権によって選定の解除を行うことができるものとする。なお、この場合、職権で選定の解除を行った旨を解除通知書(様式6)に記載のうえ当該医療機関に交付する。

(附則)

本要綱は、令和2年10月9日から施行する。

本要綱は、令和4年1月14日から施行する。

本要綱は、令和4年4月18日から施行する。